相模原市農業委員会第4回会議議事録

開 会 日 時 令和4年6月30日 午後1時32分

閉 会 日 時 令和4年6月30日 午後3時22分

開催場所 市民会館3階第1大会議室

出席委員(印)

青木	齌	志 村	佳 男	八木	拓 美
齋 藤	憲一	阿部	健	菱山	喜 章
加藤	正博	髙橋	三 行	藤村	達 人
渋 谷	久 夫	齋 藤	孝之	天 野	明
斉 藤	嘉 之	ЩΠ	幸 男	加藤	通一
大 塚	優 子	大谷	健 一		
小 林	康 史	西東	邦 雄		

出席委員19名欠席委員0名傍聴人0名

事 務 局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高

議事録署名人 議 長	
議席 4番	
議席16番	

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		第 2 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告
3		第 3 回農政運営委員会報告
4	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第20号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第23号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第24号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	議案第25号	農用地利用配分計画の作成について
1 1	議案第26号	特定農地貸付けの承認について
1 2	報告第15号	農地所有適格法人の報告について
1 3	報告第16号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告につい て
1 4	報告第17号	特定農地貸付け承認をした市民農園の一部変更について
1 5	報告第18号	非農地証明書の発行について
1 6	報告第19号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告につ いて
1 7	報告第20号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 8	報告第21号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

ただいまから、相模原市農業委員会第4回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番渋谷久夫委員、16番菱山 喜章委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

議長(阿部会長)

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告させます。

事務局(斉藤事務局長兼次長)

それでは、令和4年5月31日から令和4年6月29日までの主な会務につきまして 報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

6月15日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、農地に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告11件となっております。

続きまして、市関係でございます。

5月31日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第3回総会を行いまして、農業委員19名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、6月8日、市民会館3階第1大会議室におきまして、第2回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、推進委員15名、農業委員18名が出席されております。内容は、農地中間管理事業についてほかでございます。

続きまして、6月21日、職員会館4階会議室1におきまして役員会を行いまして、 阿部会長、菱山副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほか でございます。

続きまして、6月24日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、第3回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名が出席されております。内容につきましては、相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に関する農業委員、推進委員の意見についてほかでございます。

同日、同場所におきまして、相模原市農業委員会連合会役員会を行いまして、阿部会 長、菱山副会長、髙橋監事、天野監事が出席されております。内容につきましては、令 和3年度事業報告及び収支決算についてほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、国、県関係でございます。

、 の研修会は省略させていただきます。裏面を御覧いただきたいと存じます。

6月29日、人、農地など関連施策の見直しに係る説明会がウェブで開催され、渡邉 主査が出席しております。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改 正する法律についてほかでございます。

同日、盛土規制法に関する説明会がウェブで開催され、松橋主査が出席しております。 内容につきましては、盛土規制法の概要と運用の検討状況についてでございます。

続きまして、市関係でございます。

6月12日、田名望地弁天キャンプ場東側の水田におきまして、相模原市農業体験学習が開催され、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、小学生による田植体験でございます。

6月27日、緑区鳥屋におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員8名、 農地利用最適化推進委員8名が出席されております。内容につきましては、津久井在来 大豆の種蒔き、電気柵設置等でございます。当日は暑い中取り組んでいただきまして、 改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

報告は以上でございます。

議長(阿部会長)

会務報告について説明がありました。何か御発言がありましたら、お願いします。

17番(藤村委員)

裏面の と書いてあるところ、盛土規制、これは新聞にもちょっと出ていたんですけ ど、我々、農地か何かで関係が出てきますでしょうか。

事務局(斉藤事務局長兼次長)

今、直接、法律が関係しているのが農業委員会ということではございませんけれども、例えば農地パトロールなどをしている関係で、何かそういうところで発見できないかというような意見は出ていると聞いておりまして、関係機関と協力ができるなら、それも必要かというようなこと、農業委員会だけで農地パトロールをするのは難しいですけれども、関係機関と協力してだったらやれるのではないかというような意見が出ていたと聞いております。これは神奈川県でやっている会議で、相模原市のみでやっているものではないので、その会議の中でそういう意見が出ていると聞いております。

17番(藤村委員)

盛土の規制が強化されるとか何とかという、たしか、そんな話の中で、だから、そっち側を聞きたかったんです。

事務局(斉藤事務局長兼次長)

熱海市で土砂災害があったことで、全国的に統一した規制をかけていこうということで、この規制法がつくられると聞いておりまして、内容につきましては、相模原市はどうやっていくかということは、市でも検討会議等を行っているところですけれども、法律が成立して、施行までに時間がある中で、検討会などを重ねて、市としてどのように規制していくかということも決めていくと聞いております。

議長(阿部会長)

藤村委員、いいですか。

17番(藤村委員)

では、固まったら、またということですね。

事務局(斉藤事務局長兼次長)

はい、承知いたしました。

議長(阿部会長)

この法律は施行が来年の春ですよね。それまでの間、検討していくということだそうです。

農地再生モデル事業の関係で、菱山委員、何かありますか。

16番(菱山委員)

参加してくださった皆さん、暑い中、御苦労さまでした。

これだけ暑くて雨が降らないと、種が発芽するかどうか、ちょっと心配ですけど、鳥屋は割と夜露が降りるので、毎朝、草がびっしょりになっているので、それほど心配はしていないんですけど、やっぱり、天の恵みで晴れも必要ですけど、雨も必要で、それを願っています。取りあえずは、それだけですね。

議長(阿部会長)

どうもお疲れさまでした。

ほかにございますか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 第 2 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長(阿部会長)

続いて、日程 2 「第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。 菱山副会長から報告をお願いします。

副会長(菱山副会長)

6月8日に行われました第2回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧いただきたいと思います。

主な意見ですが、議題1については、神奈川県農業公社の講師の方より、中間管理事業における貸手と受手のメリット等について説明があり、推進委員の日頃の活動の中で、 遊休農地などがあれば積極的に制度を利用してほしいとの説明がありました。

議題3につきましては、遊休農地や荒廃農地の対策として、行政が強制力を持って対応できないかとの意見がありました。

議題4については、事務局より、今年度、津久井管内で実施する事業の説明があり、 スケジュール等について質問がありました。

議題5については、推進委員の活動が国の交付金の算定基礎となるため、活動について、必ず報告するよう説明がありました。

以上、第2回農地最適化推進委員連絡会の報告とさせていただきます。

議長(阿部会長)

報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたらお願い します。

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、以上で第2回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 第3回農政運営委員会報告

議長(阿部会長)

続いて、日程3「第3回農政運営委員会報告」をいたします。

髙橋委員長から報告をお願いします。

委員長(髙橋委員)

6月24日に開催されました第3回農政運営委員会の結果について報告いたします。 別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で、主な意見ですが、議題1については、曖昧な要望を出しても何も変わらないので、焦点を絞った詳細な要望をしたほうがよいとの意見や、広域防護柵の設置について、地元からの要望の声は大きくないが、鳥獣被害は多く出ているので、農業者に働きかけをしていくことが必要であるとの意見がありました。

議題2については、新規就農者との情報交換会は委員全員で参加すべきとの意見がありました。

以上で、第3回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長(阿部会長)

報告が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたらお願いします。

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、以上で第3回農政運営委員会報告を終わります。

日程4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程4議案第19号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松浦所長)

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転 等許可申請収受番号3-1007から3-1009は、農地法第3条の規定により適切 と認められるので、許可するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員 会会長。

それでは、津久井事務所管内の3件について説明いたします。2ページを御覧ください。

収受番号3-1007から3-1009は、関連がありますので一括して説明させていただきます。各案件とも、緑区三ヶ木に住む譲受人が、3-1007では緑区相原に住む譲渡人の所有する農地を、3-1008及び3-1009では、おのおの緑区寸沢嵐に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、いずれも地目は田です。各申請1筆ずつで、面積は3-1007が386㎡、3-1008が376㎡、3-1009が386㎡です。今後の作付は水稲栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、3,682.88㎡、適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日、妻及び長男夫婦が20日ずつで要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 や御意見はございませんか。

収受番号3-1007から3-1009については、相模湖地区担当、青木齋委員にお願いいたします。

1番(青木委員)

24日に山口さんと現地を確認したんですが、スクリーンでは、まだ田植をしていないですが、私どもが見に行ったときは、きれいに稲も植わっておりました。ここの地域は水田組合の方が本当にしっかりしておりまして、何年か前までは、かなり不耕作地があったんですけれども、ほとんどないような状態で、きれいに田植ができておりまして、全然問題はないと思います。

以上です。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番(藤村委員)

こうやって集積して田んぼをつくっていただくというのは非常にいい話だと思います。1点確認したいのは、この方、前もやられているんですけれども、県議会議員ということで、本当に頑張ってやられているますか。

事務局(松浦所長)

職業欄に県議会議員とお書きいただいていますけれども、日数、あと、地域との調和で皆さんと協調してやられています。実際に御自身も150日と書かせていただきましたけれども、それ以上やられているのではないかという気がします。譲受人として特に問題ないと、こちらは判断させていただいております。

10番(髙橋委員)

今、説明で、田植が終わっていたと。これから譲渡される、今持っている人が植えたといえばそれでいいですけれども、事前着工とか、悪いとは言わないけれども、今後いろいるあるじゃないですか。だから、その辺のことについて、ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

1番(青木委員)

我々が行ったときには、あれ、これ、どこなのかなと思ったんですよ。そうしましたら、今回だけは前の人が植えたそうです。

10番(髙橋委員)

ああ、そうですか。

1番(青木委員)

はい。

10番(髙橋委員)

では、植えたものを譲渡するという格好ですね。

1番(青木委員)

そうですね。

10番(髙橋委員)

はい、分かりました。

議長(阿部会長)

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第19号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

挙手全員。

よって日程4議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程5議案第20号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請収受番号4-2から4-5は、相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

収受番号4-2は、申請人が所有する新磯野の農地、1筆、273㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、土木工事事業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側及び西側に万能鋼板高さ55cmを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南西約650mです。

続きまして、収受番号4-3は、申請人が所有する田名の農地、1筆、169㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産事業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として鋼板高さ50cmを設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立田名北小学校の北約140mです。

続きまして、収受番号4-4は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、213㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産事業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として鋼板高さ50cmから1m50cmを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は以前まで別の事業者が資材置場として違反転用していまして、今回、是正し、改めて申請人が許可申請を提出したものです。申請地は下溝上谷公園の南西約270mです。

続きまして、収受番号4-5は、申請人が所有する麻溝台3丁目の農地、2筆、1,930㎡をグラウンド及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、少年野球チームからの要望により、グラウンド及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、

土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を防球ネット高さ4mから5mで囲い、西側は農地であり、段差があるため、鋼板高さ43cmを設置する計画です。雨水については、グラウンド部分は土のまま転圧し、駐車場は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地ははの原第2公園の北東約220mです。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明 や御意見はございませんか。

収受番号4-2については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番(斉藤嘉之委員)

少し耕作されているみたいですが、問題ないと思います。 以上です。

議長(阿部会長)

次に、収受番号4-3については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番(大谷委員)

4、5日前に見てきましたが、私が見た限りでは問題はないと思います。理由は、この土地の面積から見て、小型乗用車ぐらいしかとめられない状況だと思います。近隣とは割とうまくいっていそうな感じのところで、図面では分かりませんが、端にごみ置場があるんですが、皆さんが感謝しておりまして、随分前からありますし、この図面を見ていただいても、駐車場になってからも、ごみ置場はそのままにすると思います。それについては地元の自治会長さんに確認したんですが、今のところ、断りの話は来ていないと言われて、自治会も1年に1回、お礼にあがったり、割と穏やかに進めておりますので、比較的、地域とはうまくいくんじゃないかと思います。ごみ置場がある関係で、1台分、駐車台数が減っているから、地権者も比較的寛大な方だと思っております。以上です。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。続きまして、収受番号4-4及び4-5については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番(志村委員)

6月21日に現地確認に行ってまいりました。これはまだちょっと草があるんですけれども、当日はしっかり耕うんされて、きれいな畑になっておりました。よって、問題ないと思います。

次に、4 - 5の現地確認も、同じく6月21日に行ってまいりました。ここは栗の木が全面に植わっていまして、大変年数が経っている栗の木で、本来でしたら、このままやってほしいなと思いますが、転用はやむを得ないと思います。入口の右側にしっかり耕作された農地があるんですけれども、そちらに土砂とかが入らないようにお願いしたいと思います。

以上です。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番(藤村委員)

新しい委員さんもいらっしゃるので、ちょっとお願いがあるんですが、一番最後の志村委員からあった、隣の農地に迷惑がかからないようにというのは、いい評価だと。というのは、転用されてしまったら、農地でなくなっちゃうから、農業委員としては、それによって周りに被害が及ぶかどうかというのを見るしかないんですよね。ですので、そういうところまで見ていただければいいと思うんですね。周りがきちんと農業が営めるかどうかというところを評価していただければありがたいと思います。

議長(阿部会長)

事務局、ありますか。

事務局(伊藤担当課長)

志村委員とは、現地を確認していただいた際に、隣の農地について説明させていただいていますので。

2番(齋藤憲一委員)

4-3と4-4、表の中に、農振、農用地の関係、農地区分、こういうものが記載されているわけですけど、4-3については、私は農振地域内と判断しているんですけど、4-4も第3種農地ということで、それぞれ駐車場と資材置場の転用ですけど、例えば市街化調整区域の農振地区については、国ないし市が道の整備をしたり、税金の優遇があったり、全ての転用については許可しないと。例えば、自分の子供がいて、農家の分家住宅を建てたくても、そこはノーであると。農振地区については、そういう規制が厳しいとずっと踏まえていたんですけど、申請の場所は周りに畑があまりなくて、議案としては問題ないんですけど、農振地域内と書いてあるんですが、こちらについてはどのようにとらえたらいいんでしょうか。

事務局(伊藤担当課長)

この2つの案件、2筆とも確かに農業振興地域内になります。それで、地域内の農地において、農用地区域外ということになっています。要は一番厳しい網かけがされているわけではなく、農業振興地域内であって、なおかつ農用地区域内になったものが一番厳しいところで、今回のところは、農業振興地域としてはエリアに入っているんですけれども、農用地からは最初から除外されている地域でして、いろいろ経過があるんですけれども、農業振興地域に入れたときに、例えば、ここの土地は、その当時、地主さんが子供の家を建てたいからということで農用地の指定までは受けなかったり、そういったことが過去としては残っているはずなんです。それで農用地の厳しさまではいかない、そういった農地が農業振興地域内にも件数的にはかなりあります。

4 - 4につきましては、場所的には、地図でいうと区画などはないんですけれども、写真で見ていただくと、左側に田んぼが広がっている区域です。この田んぼになっているところは農用地に指定されているエリアです。今回の申請地は、農業振興地域内にはありますけれども、端のほうで、農用地としての規制は厳しいんじゃないかという判断もあったのではないかというような土地になります。このように、当時の所有者の理由であったり、立地的なところであったり、様々な理由があろうかと思うんですけれども、そういった理由で農用地まではかからなかったという土地になります。

もう一つ、農用地がかかったところでは、子供の住宅、いわゆる分家住宅が建てられないという話がありましたけれども、農業振興地域内というエリアは除外されないんですけれども、一番厳しい農用地という指定を除外して家を建てることも可能な場合があ

ります。必ずできるというわけではないんですけれども、いろいろな条件がありまして、 簡単に言うと、農用地エリアの端っこ、縁辺部で、なおかつ、その土地が農用地を除外 した場合に農地転用が可能な土地になるかということや、開発行為に基づいて許可が取 れるかなど、他法令の許可も下りるという条件が合えば、農用地の除外をして、そこに 子供の分家住宅などを建てることは可能となります。

2番(齋藤憲一委員)

はい、分かりました。

17番(藤村委員)

4ページの左上の全体の見取図を見ていただいて、相愛病院と書いてあって、それを左に行くと、相模原愛川インターにぶつかるんですね。左の端で切れた辺りにカインズと新しく大きい建物ができているんですけど、相愛病院の南側が白く抜けているんですが、この白いところは大体が田んぼです。その白いところの上半分が農用地になっているんだね、地域内で。そこはもう手をつけられないね、田んぼでやらなきゃいけないんだよね。だけど、下側はなぜか外れているんだね。資材置場とか何とか。この写真の一番下はそれのはずれだけど、そういう地域で、相愛病院と書いてあるところの南側の白いところの上半分の田んぼは守っていただければありがたいなと思う、そういうエリアです、そのようになっています。

議長(阿部会長)

藤村委員、説明ありがとうございました。 ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第20号については、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長(阿部会長)

举手全員。

よって日程5議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程6議案第21号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請収受番号5-5から5-9及び5-1017から5-1025は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

収受番号 5 - 5 は、貸出人が所有する磯部の農地、1 筆、7 4 2 ㎡に賃借権を設定し、借受人の丸正住宅産業株式会社が駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、不動産業を営んでおり、近隣事業者からの要望を受け、駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存擁壁高さ1mから2m及び既存鋼板高さ51cmを使用し、新たに南側に鋼板51cmを設置し、土留めする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約220mです。

続きまして、収受番号 5 - 6 は、譲受人の株式会社勝美商事が、譲渡人 6 名が所有する磯部の農地、7筆、2,971㎡の所有権移転を受け、駐車場及び車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、現在、一般貨物自動車運送業を営んでおり、事業の拡大に伴い、新たに駐車場及び車両置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、単管鋼板高さ50cm及びコンクリートブロック2段から3段積みを設置するとともに、既存のRC擁壁を活用します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約270mです。

続きまして、収受番号 5 - 7 は、譲受人が譲渡人が所有する磯部の農地、2 筆、8 2 5 ㎡の所有権移転を受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでいますが、新たに中古車販売業を行うに当たり、駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、単管鋼板高さ50cmを設置するとともに、南側は既存の単管鋼板を活用します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約220mです。

続きまして、収受番号5-8は、譲受人の株式会社成美工業が、譲渡人5名が所有す

る磯部の農地、7筆、2,310㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、現在、とび・土木工事業を営んでおり、現在賃借中の置場が手狭なため、新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、単管鋼板高さ50cm及びコンクリートブロック3段積みを設置します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約170mです。

続きまして、収受番号 5 - 9 は、譲受人の株式会社 I . D . L J A P A N が、譲渡人が所有する当麻の農地、1筆、3 3 7 ㎡の所有権移転を受け、車両置場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由としましては、中古車販売業を営んでおり、現在使用中の置場が手狭なため、車両置場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック 7 段積み及び安全鋼板、単管鋼板を使用するとともに、コンクリートブロック 2 段を設置します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は今まで別の事業者が資材置場として違反転用していまして、今回、是正し、改めて譲受人が許可申請を提出したものです。申請地は当麻下宿公園の南東約 4 7 0 mです。

本庁分は以上です。

事務局(松浦所長)

それでは引き続きまして、津久井事務所管内の9件について説明いたします。引き続き、9ページから13ページを御覧ください。

収受番号 5 - 1 0 1 7 は、譲受人が譲渡人の所有する緑区日連の農地、1 筆、9 2 ㎡ の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。右側の網かけした部分が申請地で、白抜きで宅地と書かれた部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、陶芸家として事業を営んでおり、賃借中の資材置場を返却しなければならないため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への雨水流出防止を兼ね、外周に杉板土留め高さ10㎝を設置するとともに、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野中学校の南東約960mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 1 8 は、譲受人であるダイトーホーム株式会社が、譲渡人の所有する緑区三井の農地、1筆、3 9 3 ㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅 1 棟を建築し、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック 1 段を設置し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置して処理するとともに、雨水については浸透ますで処理する計画です。申請地は又野メスレーの里公園の北西約 4 5 0 mです。

続きまして、収受番号5-1019は、譲受人が譲渡人の所有する緑区青根の農地、

1筆、329㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の 状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。 農地区分は第2種農地です。申請理由は、災害により家屋が全壊したため、現在、貸家 に居住しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、 土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存の擁壁、コンクリートブ ロック積みを使用するとともに、RC縁石高さ約10cmを設置し、汚水、雑排水は合併 浄化槽を設置して処理し、雨水は浸透ますを設置して敷地内浸透とする計画です。申請 地は青根診療所の南約260mです。

続きまして、収受番号 5 - 1020は、譲受人である株式会社美都住販が、譲渡人の 所有する緑区太井の農地、1筆、213㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申 請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを 御覧ください。下側の網かけした部分が申請地で、左上から宅地と示した白抜き部分を 含めて事業地となります。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んで おり、宅地造成するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、 土留め策として、コンクリートブロック2から3段積みを設置し、汚水については公共 下水道に接続するとともに、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は太井 第2公園の北東約180mです。

続きまして、収受番号 5 - 1021は、譲受人である有限会社誠幸商事が、譲渡人の 所有する緑区根小屋の農地、2筆、713㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は 12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、運送業を営んで おり、事業拡大に伴い、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につい ては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存の擁壁を使用する とともに、コンクリートブロック2段を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地 内浸透とする計画です。申請地は串川東部保育園の北約60mです。

次に、収受番号5-1022は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区根小屋の農地、4筆、3,967㎡のうち、2,147.11㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。網かけ部分が申請地で、事業地内の一部で道路占用許可を受けております。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は令和6年2月29日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、外周にガードフェンス高さ約180m及び土留め板高さ30mを設置するとともに、汚水については汲取り式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は串川東部保育園の南東約700mです。

続きまして、収受番号 5 - 1023は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区根小屋の農地、12筆、9,733㎡のうち2,800.78㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地及び仮設進入路として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。網かけ部分が申請地で、事業地内の一部で道路占用許可を受けております。農地

区分は第2種農地及び農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地及び進入路として一時転用するもので、一時転用の期間は令和6年1月31日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、ガードフェンス高さ約180cm及び土留め板高さ約30cmを設置するとともに、汚水については汲取り式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は串川東部保育園の南東約760mです。

続きまして、収受番号 5 - 1024は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、4筆、1,443㎡のうち、902.26㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。右側の網かけした部分が申請地で、白抜きで山林と書かれた部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は令和5年11月30日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板高さ30㎝を設置するとともに、汚水については汲取り式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は長竹白山公園の南西約1,280mです。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 2 5 は、譲受人が譲渡人の所有する緑区青山の農地、1 筆、1 6 5 ㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のRC土留めや間知ブロック等を使用するとともに、コンクリートブロック1段を新設し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置して浸透ますで処理するとともに、雨水については浸透ますにより敷地内処理する計画です。申請地は市立串川保育園の西約590mです。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当の委員さん、補足説明や御意見がありましたらお願いいたします。

まず、収受番号5-5から5-8について、南区担当、斉藤嘉之委員にお願いします。

5番(斉藤嘉之委員)

- 5 5 はちょっと傾斜地ですが、土留めはしっかりするそうなので、問題ないと思います。
 - 5-6も傾斜地ですが、土留めしてあるそうなので問題ないです。
- 5 7 も右下がりの傾斜地で、道路があるほうに下がっていますので、土留めその他 は問題ないと思います。
- 5 8 は奥のほうがさっき言った道ですが、なおかつ、右にちょっと傾斜しているんですよ。この画面だと左側のところに、隣地に迷惑のかからないような既設の鋼板であると思うんですが、もう一度、隣地の地主さんと相談して確認を取ってください。問題はないです。荒れ地なので、使ってもらったほうがいいと思います。

続きまして、収受番号5-9について、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番(志村委員)

6月21日に現地確認に行ってきました。前はごみの山みたいだったんですけど、きれいにごみも片づけられて、この辺り、全部囲われているので、雨水の浸透もきちんとしていると思いますので、特に問題はないと思います。

議長(阿部会長)

続きまして、収受番号5-1017について、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いいたします。

3番(加藤正博委員)

28日に天野委員と一緒に歩きました。一応見た中で、別に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長(阿部会長)

続きまして、収受番号5-1018及び1020について、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番(大塚委員)

昨日29日に髙城推進委員と2人で見てまいりまして、現地は何年も耕作しておらず、地目だけが畑ということで、完全な空き地状態でした。草丈も2mぐらいあるようなところで、これで見るとずっと平らに見えますけれども、道路のほうが高くて、畑のほうは下側が山林地域なので下がっているんですね。その中をずっと見ていきましたら、しっかりと境界とのくいも入っておりましたので、お隣の家を見ても、斜面になる手前で土留めをして、住宅を庭みたいに1段、テラスみたいに造って利用されているようですけれども、今回もそんな大きな家は建たないようなので、事務所に確認しましたら、土が盛ってあるようなところは業者が一旦全部どかして平らにするということで話合いをしておりました。問題はないと思います。どっちにしても公共下水道の通っていないところなので、簡易浄化槽をつけてやることと、雨水は自然に浸透していくというやり方ですね。

津久井の太井地区というところは、8割、9割が開発され過ぎていて、畑が飛び地でぽつんぽつんと残っていて、地主さんも津久井に住んでいなくて、孫の代になったりして、都内や県外に行っている方が持っている土地なので、周りの住宅の方々が借りて、家庭菜園を5、6人で作っているような畑だったんですけれども、境界も何もしっかりし過ぎていて、囲った中に野菜を作っているという、畑という感じはしなくて庭みたいな感じだったんですけれども、これもやむを得ないかなと思いました。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。続きまして、収受番号 5 - 1 0 1 9 について、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番(菱山委員)

6月25日に加藤推進委員と一緒に現地調査へ行ってまいりました。事務局の説明のとおり、現在、写真に写っているように梅林みたいになっていますけど、災害に遭われました譲受人が処理して全部やると思いますので、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、収受番号 5 - 1 0 2 1 から 5 - 1 0 2 5 について、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番(八木委員)

まず、収受番号 5 - 1 0 2 1 ですけれども、ちなみに、今回の申請者の方、案内図を見て分かるんですけれども、すぐ下で事業を営まれている方で、この人が申請者となります。畑については、一部、耕作している部分がありまして、駐車場にするに当たって、きれいになっています。1点だけちょっと気になる点がありまして、近くに保育園や小学校もありますので、農地から転用後、トラックなどの出入りも予想されますので、そこら辺だけ留意していただければ全く問題ないのではないかなと思います。

続きまして、収受番号 5 - 1022、リニア絡みの鉄塔の関連ですけれども、鉄塔を建てるところから、主要道路から割と距離がありまして、農地の中を入っていくような形で、道路も含めた上の転用になります。一応、こちらの転用、ちょっと気になったので、砂利などの類いは敷くんですかと事務局の方に聞きましたところ、一応、鉄塔のところまでは全部鉄板を敷いて、返すときには全く影響がないような形でという連絡を受けているんですけれども、今回のこの工事はちょっと分からないんですけれども、前回の類いの工事のときは、鉄塔の直径が20m掛ける20mぐらいの割と大きな工事になるということで、下の掘削なども結構あることが予想されるので、砂利や大きな工事車両も入ってくると思うので、返還時には一応きちんと農地として戻してもらえるよう留意していただけたらなと思います。

続きまして、5 - 1023も先ほどと同様、鉄塔のところまで主要道路からかなり距離がありまして、今回、道路として申請が出ているんですけれども、こちらも同じく鉄板を敷いて、鉄塔のところまでかなり行くという形で、かなりの枚数の畑をまたぐような形になりますので、一応、鉄板は敷くということだったんですけれども、かなり踏み固められてしまうと思いますので、耕うんなり、畑として戻してもらえるよう、こちらもお願いできたらなと思います。

続きまして、5 - 1 0 2 4 もリニア絡みですけど、林をかなり切り拓いて鉄塔部分の 工事車両などを入れるということですけれども、畑ではないんですが、後ろ側にかなり 林が残っていまして、特にここも問題はないんですけれども、令和元年の台風 1 9 号の ときのような大雨があったときにちょっと怖いなと個人的に思った部分がありました。 そこにおいて何か対策はされているんですかとお伺いしたんですけれども、特にしてい ないということだったんですね。そこの部分は、流れ出ないようにというよりは、安全 を考慮して工事などを進めてくださいという程度までしか多分こちらとしては言えな いと思うんですけれども、そこにおいては十分に留意して工事を進めていただけたらな と思います。

収受番号 5 - 1 0 2 5 も宅地の中にぽつんと一つだけ残っていた畑ですけれども、かなり前に転用が出ていたらしくて、今回、再度と伺っているんですけれども、そのせいもあるのか、境界もかなりしっかりしておりまして、すぐに分かるような状態になっていました。周りも全部宅地になっていますので、ここの部分についても転用は致し方ないかなと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上となります。

説明、御意見をいただきました。ありがとうございました。 これより質疑に入ります。御発言はありますか。

17番(藤村委員)

3つぐらい一緒になっていたところ、案内図6ページの5 - 6、7、8は全部合わせると0.6ヘクタール、6反、これ、何かあるんですか。それと、このくらいの面積だと、結構大きな開発というか、一つ一つは大したことないけど、何かあるのかな、こういう集団で一気に畑をつぶして何かにしちゃおうという。

事務局(伊藤担当課長)

1つの業者が全体を利用するということになれば、今おっしゃられたように面積も広いですから、神奈川県のネットワークというところで、この総会の後に審議いただく面積になりますけれども、今回、たまたま隣接しておりますけれども、それぞれの事業者が、それぞれの目的を持って土地の利用をしたいということで、たまたま一緒に上がってきたと、こちらでは説明を受けています。地権者も売りたいというのがこの時期にまとまったということで申請が来たという説明を受けております。

議長(阿部会長)

藤村委員、よろしいですか。

17番(藤村委員)

よろしいですかと聞かれると、訳が分からないと言うしかなくて、実際、こうやって 五月雨式に来られたら、いいよいいよで終わりになっちゃうという話ですね。地元の人 も聞いていないんですね、特に何かあったというわけではなくて、たまたまということ ですね。この辺りは、ずっと転用が出ているので、いずれこういう感じになっちゃうよ うなエリアではあるんですが、事務局のおっしゃるように、大規模に見えても、1つず つ、ちょこちょことやられれば大丈夫じゃないと。よろしいですかと言われると分から ないですけど、まあ、しようがないですね。

もう一つ、前も説明していただいて大体分かっているんですけど、今回も鉄塔を建てるところ、鉄塔は許可は要らなかったでしたか? 許可がないとすると、農業委員会としては、いつの間にか消えているということになるんですか、そこを教えてください。

事務局(松浦所長)

藤村委員がおっしゃるとおり、鉄塔部分に関しては許可不要になります。消えるというのは、ちょっと意味がよく分からなかったんですけど、農地としては外されるということですね。

17番(藤村委員)

ですから、道路づけもよくて、鉄塔がぽんと建っちゃうとすれば、農業委員会が管理 している土地から、いつのまにかぱっと消えちゃう、そういう意味ですね。それとも、 消えましたよ、ここは変わりましたよ、そういう報告か何かがあるんですか。

事務局(松浦所長)

許可不要とはいいながら、該当地については、通常、報告というより、事前に事務局に御報告はいただいています。例に挙げて恐縮ですけれども、携帯電話の基地局、最近多いですけれども、ああいったものに関しても、農地内に建てられるときには、事前に相談を受けながら、ここについては、では、農地ではなくなりますねということで申請

だけは受けております。

15番(八木委員)

参考までに聞かせてもらってもいいですか。今の鉄塔の件についてですけれども、ちなみに、鉄塔はどういった地目になるんですか。

事務局(松浦所長)

最終的にどうなるか、ちょっと確定ではないですけれども、通常、宅地など、そういうものにはならないで、雑種地という形になるかと思います。

15番(八木委員)

ありがとうございます。

議長(阿部会長)

ほかにございませんか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第21号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長(阿部会長)

挙手全員。

よって日程6議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長(阿部会長)

続いて、日程7議案第22号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、16番菱山委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

16番 菱山喜章委員 退席

議長(阿部会長)

それでは、日程7議案第22号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松浦所長)

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う 所有権移転等許可申請収受番号5-1026は、相当とする理由があるので、農地法第 5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により、意見を付して市長あてに 送付するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。15ページを御覧ください。

整理番号 5 - 1 0 2 6 は、借受人である積水八ウス株式会社が、貸出人の所有する緑区鳥屋の農地、3 筆、3,0 4 4 ㎡のうち、1,0 8 5.3 3 ㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は17ページを御覧ください。網かけ部分が申請地で、事業地内の一部で水路占用許可を受けています。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の建設に伴う集団移転地整備に係る仮設工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は令和5年3月31日までです。なお、案内図左側の細長い部分は、移転地整備に伴う道路を造るための工事用地として一時転用するものとなっておりますので申し添えます。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、雨水等の流出防止を兼ねて区画をフェンスで囲い、外周は大型土のう及び土のう堰堤を設置するとともに、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳥屋小学校の北東約250mです。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明、 御意見がございましたらお願いします。

収受番号5-1026について、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番(八木委員)

6月23日、中島推進委員と現地調査へ行ってまいりました。整備といいましょうか、 ある程度、下草とかは全部払ってありまして、写真のような形で、もう工事を待つよう な状態になっていまして、ちなみにここの工事ですけれども、案内図などを見ても分かるかもしれないですけど、河川の擁壁を上げたり、鳥屋地区は水の被害なども結構ありますので、そこの部分の擁壁をきちんと造り直したり、そういった工事を取りあえず積水さんが一度行うということで、資材置場の類いとして、現時点、1回使うと伺っています。一応、ここは終わり次第、次の段階で宅地造成をすると私は伺っているんですけれども、今回の転用については全く問題ないと思われます。

報告は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(阿部会長)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。御発言はありますか。

10番(髙橋委員)

さっきから気になっていたんだけれども、一時転用の期間として、までというのはあるんだけど、からというのはないんだよね。からというのは、この審議が終わってからということだと私は理解するんですけれども、日にちが書いていないと、いいかげんにスタートしちゃうなという意味合いがあるのかなと疑わしいよね。この辺、どう思われるんでしょうか。

以上です。

事務局(伊藤担当課長)

申請を受ける際には、当然、許可日からということで、今回でいえば7月4日が許可 予定日になりますけれども、その日から議案書に載っている日付までを一時転用期間と 相手方には説明しております。

10番(髙橋委員)

今後は、できればそういうスタートの日も書いていただけたらありがたいなと思うんですけれども。

事務局(伊藤担当課長)

万が一、この会議で許可しませんとなった場合、議案としては成り立たなくなりますので、その辺は口述、説明で入れるような形で検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

10番(髙橋委員)

はい、よろしくお願いします。

議長(阿部会長)

ほかにございますか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

挙手全員。

よって日程7議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。 議事が終了しましたので、16番菱山委員には、御着席をお願いいたします。

16番 菱山喜章委員 着席

日程8 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議長(阿部会長)

続いて、日程8議案第23号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(松浦所長)

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1010から4-1011は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。17ページを御覧ください。

整理番号4-1010から4-1011は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は18ページを御覧ください。契約期間は3年6か月、件数は2件、2筆、面積は1,194㎡です。今回の利用権設定農地においては、里芋等の露地野菜を栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございますか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第23号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長(阿部会長)

挙手全員。

よって日程8議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議長(阿部会長)

続いて、日程9議案第24号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-20から4-23は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページを御覧ください。案内図は19ページから22ページを御覧ください。

整理番号4-20から4-23は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は4件で、5筆、面積は4,383㎡です。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第24号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長(阿部会長)

挙手全員。

よって日程9議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第25号 農用地利用配分計画の作成について

議長(阿部会長)

続いて、日程10議案第25号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、20ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第25号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-15から4-20は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年6月10日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21ページから22ページを御覧ください。案内図は19ページから23ページを御覧ください。

整理番号4-15から4-20は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。

なお、整理番号4 - 15につきましては、耕作者の経営面積が小規模となっているため、引き続き、農協を通じて経営規模拡大を促してまいります。

また、整理番号4-18につきましては、令和4年5月に新規就農者認定を受けた耕作者が、新たに利用権を設定し、経営規模を拡大するものです。

件数は6件で、7筆、面積は7,649㎡です。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番(藤村委員)

4 - 1 5、引き続き云々という話がありましたが、どういう方かは分からないので、例えば新規就農者とか、しっかりそういったトレーニングを受けている方であるとか、何かそういう情報がありますでしょうか。

事務局(伊藤担当課長)

この方は平成16、7年ぐらいに新規就農された方です。一時期は2へクタールぐらいの農地を借りて耕作をされていました。ただ、その当時、一部ではやっていました不耕起栽培、簡単に言うと、雑草と共存させて農作物を育てる、今でいう有機栽培よりちょっと、周りの方には好まれない耕作をされていた方で、そういった耕作方法でしたので、結構、農地を貸していただいていた方から更新されなくなったという経過の方で、唯一、今回の農地が残っているという状態です。一応、このままでは面積的に小規模でありますから、耕作するのに農協を通じて耕作面積拡大ということで、あっせんはお願いしているところです。

17番(藤村委員)

これはどうしますかね。 下限面積を厳格にと言わずにも、私から見ると、趣味の園

芸ですね。どのように扱うかというのはあまり深く議論していないけれども、この方がそういった農法、それは悪いことじゃないと思うから、そういった農法で広げていったり、それから、ある面積であっても、例えばビジネスとしてしっかりやられているなど、何かあればいいんですが、近くの田名の方で、どのように評価されているのか。貸している地主としては、草ぼうぼうじゃ、ちょっとたまらんと思うかもしれないけど、どのように評価したらいいとか、はっきり言って分かりませんね。この状況から、事務局の説明は分かったけれども、それをどう理解して、それにオーケーと判こを押していいのかどうかというのは分かりません。どなたか、附帯的な情報をお持ちの方がいらっしゃれば。

議長(阿部会長)

本件については、御本人から、かつては大規模な耕地管理をしていたと。しかしながら、徐々に減ってきていると。地権者の御意向もあったんだろうと思いますが、本人は希望して、これだけですが、まだやりたいという内容での申請であると理解しています。 事務局、このほかに何か説明がありますか。

事務局(伊藤担当課長)

先ほども言いましたけれども、一応、農協にも、そうは言っても農地をあっせんできるようなところがあれば、この方にあっせんしていただきたいということで、本人も、このままというわけではなく、もうちょっと規模を拡大したいというような意向も聞いておりますので、今後も引き続き、農協と協力して、この方に農地をあっせんしていきたいと考えております。

17番(藤村委員)

しいて理解するとすれば、この方は農家として相応の能力は持っておると。土地を預けたからといって、そこを雑草は生えているかもしれないけど、農地以外の変な使い方はしないであろうと、そのように理解しましょう。

事務局(伊藤担当課長)

一応、この農地の使い方ですけれども、今は先ほど言った不耕起栽培はされておりません。普通の一般的な農地の利用をされていますので。

議長(阿部会長)

ほかにございますか。

質疑なし

議長(阿部会長)

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第25号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長(阿部会長)

挙手全員。

よって日程10議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第26号 特定農地貸付けの承認について

議長(阿部会長)

続いて、日程11議案第26号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局(伊藤担当課長)

それでは、23ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第26号特定農地貸付けの承認について。別紙特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請収受番号14-2は、適切と認められるので、同法第3条第3項の規定に基づき承認するものとする。令和4年6月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、24ページを御覧ください。案内図も24ページを御覧ください。

収受番号 1 4 - 2 は、南区西大沼にお住まいの方が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設するための申請です。申請地は南区西大沼の畑、2 筆、面積は合計で 1,3 8 0 ㎡です。なお、申請地は同じ申請者が平成 2 9 年度に特定農地貸付けの承認を受けている市民農園に隣接する農地です。市民農園の概要は、備考欄にあるとおり、約 2 0 ㎡の区画を 9 5 区画で、1 区画当たり貸付期間は 2 年、賃料については 1 区画、年間 1 万円で貸付けをし、利用者の募集はチラシ及び看板により募集をする計画です。農家が市民農園を開設しようとする場合は、貸付ルールを定めた貸付規程及び農地の管理方法や実施状況の報告等について定めた相模原市長との協定書の締結が必要であり、それらが申請書とともに提出されております。特定農地貸付けの要件としましては、 1 区画の面積が 1 0 アール、 1,0 0 0 ㎡未満の貸付けであるか、営利を目的としない農作物の栽培であるか、貸付期間が 5 年を超えないかなどであり、申請書類及び現地調査により要件を満たしていることを確認しており、承認相当であると判断しました。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番(藤村委員)

私も家の近くなので見てきましたけど、既存の市民農園は非常にきれいに使われていて、実は私、市が開設している市民農園を使っているんですけど、そこよりはるかにきれいに使われていて、ルール的にもきちんとしているんだなと思いました。

それはいいとして、2 4 ページに開設期間というのはないんですが、これは書かなく てもいいものなんでしょうか。

事務局(伊藤担当課長)

開設の時期については、農業委員会での承認を得てからということになりますから、 先ほどの一時転用の許可と同じような日になります。逆に閉園の時期については、この 後、今日の議案の中でも報告の欄で特定農地貸付けの一部変更がありますけれども、そ この理由の中に、所有者の都合により閉園というのがありますので、都合により農園と して貸付けができなくなりましたといったときが閉園の時期となります。

よろしいですか。 ほかにございますか。

質疑なし

議長(阿部会長)

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。 議案第26号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長(阿部会長)

挙手全員。

よって日程11議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

- 日程12 報告第15号 農地所有適格法人の報告について
- 日程13 報告第16号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地 利用状況の報告について
- 日程14 報告第17号 特定農地貸付け承認をした市民農園の一部変 更について
- 日程15 報告第18号 非農地証明書の発行について
- 日程16 報告第19号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
- 日程17 報告第20号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
- 日程18 報告第21号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に ついて

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はございますか。

事務局(伊藤担当課長)

1件ございます。

それでは、議案書の26ページを御覧いただきたいと思います。農地所有適格法人の報告になりますが、報告の内容について、1点、御説明があります。

株式会社ワコーファームから報告書の提出がありまして、農地所有適格法人としての要件が4つございますが、そのうち、表でいきますと1番から3番、法人形態要件、事業要件、議決権要件、これについては適合していると報告書の中で判断させていただいています。4番目の経営責任者に関する要件につきましては、常時従事者である株主が取締役の実数の過半であり、かつ、常時従事者である取締役または農場長等のうち1人以上が年間60日以上の農作業に従事しなければならないということで、簡単に言いますと、役員の過半、半分以上が60日以上の農作業をやっていなければいけないという

要件があるんです。

29ページの4の農地法第2条第3項第3号及び第4号関係というところに要件が表とされているところですけれども、代表取締役もしくは取締役4名の方がいます。うち2名は直近の実績及び見込で年間250日農作業をやっているんですけれども、残りの2人が農作業はゼロ日になっております。そうなってくると、4の役員4名のうち過半なので、2人では駄目で、3人以上が農作業従事150日やっていなければいけないという要件に反してしまうということで、事務局として、こちらの法人に確認したところ、ここの法人の場合、毎年4名のうち3名は農作業に従事していたんですが、この年度に関しては、そのうちの1人が病気で農作業に従事できなかったと口頭で報告をいただいております。では、現在はどうなのかといいますと、病気も快方に向かい、農作業にも従事していますという報告を受けておりますので、一時的に要件に達していなかったという判断で、今回は1つが不適という書類上の判断はさせていただいていますが、このまま農地所有適格法人としては、一応、適格という判断をさせていただいているところです。

以上で説明を終わります。

議長(阿部会長)

1件、要件を満たしていないところがあったということですが、事情によってということで、事務局では適格と見ているという説明、報告がありました。

質疑等ありますでしょうか。

[なしの声]

議長(阿部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、日程12報告第15号から日程18報告第21号まで、以上で報告を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第5回総会は、令和4年7月29日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第4回総会を終了いたします。